

令和4年度 社会福祉施設指導監査結果(老人福祉施設)

老人福祉施設については、年度当初は36施設に対する実地監査を予定していましたが、市内の新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえて、23施設に対する実地監査を行い、他の13施設は書面検査に変更し、実地監査は次年度に延期しました。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
1	特別養護老人ホーム	かがやきの苑	社会福祉法人大和まほろば会	実地監査	<p>運営規程に、ユニットの数及びユニットごとの入居定員の記載を欠いていたため、追加すること。 また、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること。 【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第34条、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第46条】</p> <p>重要事項説明書において、職員の員数の記載が現状の員数と整合性を欠いているため、是正すること。なお、「※職員の配置については指定基準を満たしています。」と記載しているが、虚偽であるため、削除すること。 また、重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)を記載すること。 【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第7条、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第4及び第23条、奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する要項第2の7】</p> <p>身体拘束の適正化の指針について、入所者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針の記載を欠いていたため、適正に記載すること。 【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について第4の3(4)】</p> <p>令和4年度の介護職員処遇改善加算について、介護職員処遇改善計画書を全ての介護職員に周知するとともに、計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知すること。 また、令和4年度の介護職員等特定処遇改善加算について、介護職員等特定処遇改善計画書及び計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知するとともに、処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。 【厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第4号準用及び第88号の2】</p> <p>育児休業規程及び介護休業規程の改正については令和3年3月の理事会において、就業規則の変更及び給与規定の改正については令和4年3月の理事会で承認を得ているにもかかわらず、令和4年12月13日の時点で労働基準監督署に届け出ていることから、現に適用される就業規則等が不明確な状況となっているため、早急に改正した就業規則等を労働基準監督署に届出するとともに、当該規則等を労働者に周知すること。 【労働基準法第89条及び第106条】</p> <p>雇用条件通知書について、賃金の支払方法、期間の定めのある契約を更新する場合の基準、所定労働時間を超える労働の有無、短時間・有期雇用労働者の場合の短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口の記載を欠いていたため、追記すること。 また、具体的に適用される就業規則の名称は正確に記載すること。 【労働基準法施行規則第5条、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第2条】</p>	<p>運営規程の改正を行い、ユニットの数及びユニットごとの入居定員の記載を行うとともに、虐待防止に係る規程を新たに定めます。</p> <p>重要事項説明書の職員の員数の記載について、現状との整合性について明確になるよう記載を是正します。提供するサービスの第三者評価の実施状況についての規程を新たに定めます。</p> <p>身体拘束の適正化指針について、ご利用者等(入所者・家族、すべての職員)による指針の閲覧可能な規定を指針に追加します。</p> <p>改めて周知します。</p> <p>順次届出を行い職員に周知します。</p> <p>雇用条件通知書に必要な事項を追記し、記載内容について修正します。</p>

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者へ指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
				労働者名簿が作成されていない職員が複数いた。また退職者の労働者名簿に退職日及び退職の事由の記載を欠いていた。労働者名簿は全ての職員について作成し、退職日から3年間は保管すること。 【労働基準法第107条、第109条】	不足職員の書類の作成を行い保管します。
2	特別養護老人ホーム 香梅苑	社会福祉法人 広瀬福祉会	実地監査	無	
3	特別養護老人ホーム 学園前西特別養護老人ホーム	社会福祉法人 奈良苑	実地監査	無	
4	特別養護老人ホーム 学園前西特別養護老人ホーム(ユニット型)	社会福祉法人 奈良苑	実地監査	無	
5	特別養護老人ホーム こがねの里	社会福祉法人 秋篠菫会	実地監査	無	
6	特別養護老人ホーム サンライフ明日香	社会福祉法人 サンライフ	実地監査	無	
7	特別養護老人ホーム サンライフ西大寺	社会福祉法人 サンライフ	実地監査	無	
8	特別養護老人ホーム トマトホーム	社会福祉法人 博遊会	実地監査	拠点区分貸借対照表の「職員預り金」及び資金収支明細書(別紙3⑩)の「特養デイ」で「雑収入」がマイナス金額で計上されている。さらに、総勘定元帳と照合したが一致しなかった。 マイナス金額及び総勘定元帳と計算書類との不一致の原因を確認し、適切に修正すること。	○『拠点区分貸借対照表の「職員預り金」がマイナス金額で計上されている。』長期休暇中の職員の、社会保険料などの3月自己負担分をいったん立て替え、翌4月に支払っていただいたのですが、「未収金(職員預り金)」として入力するべきところ、「職員預り金」を3月末時点ではまだ預かかれていないということでマイナスでミス入力をしてしまっていましたので、今期修正いたします。 職員からはすでに入金済で現在は過不足はありません。 ○『資金収支明細書(別紙3⑩)の「特養デイ」で「雑収入」がマイナス金額で計上されている。さらに総勘定元帳と照合したが一致しなかった。』 総勘定元帳と計算書類との不一致の原因は会計ソフトが自動反映ではなく元帳を手入力しないといけないのですが、その際入力漏れがあったためでした。 マイナスの原因は以下の3件の通所関係の入力ミスの差し引きでマイナス金額が計上されてしまったので、今期修正いたします。 ・通所の職員の給食費自己負担分が「未収金(職員預り金)」として入力するべきところ、マイナスで入力をしてしまっていました。 ・支払い時には案分していなかったパソコン用ソフト購入に係る費用が、請求時のみ通所まで含めて案分して入力してしまっていたために未払いが発生していました。 ・通所ご利用者様からの利用料が多く振り込まれていたために差額を返金した分の入力が入れていました。 ○改善予定としては、決算時に方法を会計ソフト会社の担当者や会計士と相談して、修正いたします。 会計士への報告はすでに終了しております。
9	特別養護老人ホーム 長曽根寮	社会福祉法人 大倭安宿苑	実地監査	計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ること。 特に、計画期間が終了しても未だに家族の同意を得られていない計画については、速やかに同意を得ること。 【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条第7項】	実地指導監査終了後、ご家族に直ちに連絡しケアプランの説明を再度行い同意のサインをいただきました。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容	
				<p>身体拘束廃止・虐待防止に関する指針において、身体拘束に関する記録を2年間保存すると記載されているのが、やむを得ず実施した身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録は5年間保存しなければならないため、指針を改めること。</p> <p>なお、身体的拘束等の適正化のための取組と虐待の防止のための取組を一体として推進することは差し支えないが、虐待の防止のための指針には、令和6年4月1日までに、次のような項目を盛り込むことが義務付けられていることを留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</li> <li>・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</li> <li>・成年後見制度の利用支援に関する事項</li> <li>・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</li> </ul> <p>【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第35条の2、第37条第2項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について第4-38②、奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例第14条】</p>	<p>身体拘束廃止・虐待防止に関する指針において、記録保持が2年となっていたので5年に訂正し、玄関設置の指針の変更を行いました。令和6年4月改正の文言については、後日作成予定です。</p>	
10	特別養護老人ホーム	なら清寿苑	社会福祉法人大和清寿会	実地監査	無	
11	特別養護老人ホーム	西ノ京苑	社会福祉法人南都栄寿会	実地監査	<p>重要事項説明書において、守秘義務及び提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)について記載されていないので、追加すること。</p> <p>【奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する要項第2の7】【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について第4の2】</p>	<p>守秘義務および第三者評価の実施について重要事項説明書に記載追加するとともに、現在、運営規程や実際の運営状況と照らし合わせながら全体の記載内容について見直しを進めています。令和5年2月中には完了する予定です。</p>
12	特別養護老人ホーム	平城園	社会福祉法人福寿会	実地監査	<p>身体拘束等の適正化のための指針(身体拘束廃止に関する指針)において、入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針が記載されていなかったため、追加すること。</p> <p>【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について第4の10(4)】</p>	<p>身体拘束廃止に関する指針において、入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針を追記(令和2年12月1日改定)したものがありませんので添付いたします。</p>
13	特別養護老人ホーム	平城園ユニット型	社会福祉法人福寿会	実地監査	<p>身体拘束等の適正化のための指針(身体拘束廃止に関する指針)において、入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針が記載されていなかったため、追加すること。</p> <p>【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について第4の10(4)】</p>	<p>身体拘束廃止に関する指針において、入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針を追記(令和2年12月1日改定)したものがありませんので添付いたします。</p>
14	特別養護老人ホーム	和楽園	社会福祉法人奈良市和楽園	実地監査	<p>利用者1名について、個別機能訓練計画について利用者等に説明を行っていないにもかかわらず、令和4年9月より機能訓練を実施して個別機能訓練加算を算定していた。速やかに計画について説明を行うこと。</p> <p>また、他に利用者等への説明を欠いている事案がないか自主点検の上、介護福祉課と調整して必要な過誤調整を行うこと。</p>	<p>一件について、過誤申立てを速やかに行い、また、利用者代理人に計画説明を行い、利用料の精算も行いました。</p> <p>この件以外については、該当事項はありません。</p>
15	養護老人ホーム	和楽園	社会福祉法人奈良市和楽園	実地監査	<p>運営規程第38条において消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも月1回は実施すると規定しているが、重要事項説明書における記載及び実際の実施状況と整合性を欠いているので、是正すること。</p> <p>【養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第7条】</p>	<p>運営規程の内容を是正し、避難訓練を年2回実施とし、重要事項説明書の内容と一致させました。</p>

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
16	軽費老人ホーム	大倭滝の峯荘	社会福祉法人 大倭滝の峯荘	実地監査	<p>消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施するとともに、訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報すること。 【軽費老人ホームの設備及び運営の基準第8条、消防法施行規則第3条第10項及び第11項】</p> <p>重要事項説明書において、次の項目を定めておくこと。 ・事故発生時の対応 ・守秘義務 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況) なお、利用料について定めた文書名等が不正確であるため、利用者に明らかになるよう改めること。 また、苦情の受付体制について、明記されている役職で担当者等が特定されない場合は、担当者等の氏名の記載を検討すること。 【軽費老人ホームの設備及び運営の基準第12条第1項、軽費老人ホームの設備及び運営の基準について第4-1(1)、奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する要項第2-1】</p>	<p>消火訓練及び避難訓練の年2回以上の実施と、訓練実施をあらかじめその旨を消防機関に通報すること、とのご指摘を受けましたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から、できるだけ利用者の集合の機会を減らす方針の中で、やむを得ず集団での避難訓練は実施せずにスタッフにおいて応急手当訓練を消防からの機材を借りての実施に留めました。 コロナ感染の終息に近い状況となり、令和4年度は7月に消防機関に通知の上、避難訓練を実施しました。本年度2月には2回目の夜間想定避難訓練を計画していますが、コロナ蔓延の再燃傾向にあり、状況を見ながら適切に実施します。</p> <p>重要事項説明書の不備についてのご指摘を受け、別添のとおり下記5カ所を定めました。 【軽費老人ホーム 大倭滝の峯荘重要事項説明書】 ・事故発生時の対応について、を定めました。 ・個人情報保護について(守秘義務)、条文を改めました。 ・第三者評価の実施状況について、を定めました。 ・利用料について、わかりやすく改めました。 ・苦情の対応について、担当者氏名等明記しました。</p>
17	軽費老人ホーム	学園前西ケアハウス	社会福祉法人 奈良苑	実地監査	無	
18	軽費老人ホーム	ケアハウスなら清寿苑	社会福祉法人 大和清寿会	実地監査	無	
19	軽費老人ホーム	ケアハウスニューライフならやま	社会福祉法人 福寿会	実地監査	<p>重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)について記載されていなかったため、追加すること。 【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について第4の1(1)】</p>	<p>重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の開示状況)について記載されていなかったため追記いたしました。</p>
20	軽費老人ホーム	ケアハウスらくじ苑	社会福祉法人 楽慈会	実地監査	<p>生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。 なお、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者と同等以上の能力を有すると認められる者とは、介護福祉士、介護支援専門員又は福祉・医療・保健のいずれかの分野において2年以上介護又は相談業務に従事した者のうち、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有する者をいうことに留意すること。 【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項、奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要項第2-3準用】</p> <p>運営規程における利用料及び光熱水費等について、別表に定める旨が規定されているが、別表の所在が不明であり、内容が明らかではなかった。早急に別表の所在を確認するとともに、別表の内容について変更が必要な場合は、運営規程の改正を行うこと。 【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第7条】</p>	<p>改善策としては、既に生活相談員を募集しておりますが、新たに職員を採用することを最優先で取り組ませていただきます。ただし、採用に至るまでは、一時的にデイサービス職員(介護職員:介護福祉士(常勤))をケアハウスに異動させて生活相談員として勤務対応を実施させたいと考えております。</p> <p>運営規定に示されていた別表は、重要事項説明書に記載されているケアハウスらくじ苑の利用者階層別料金表(月額)を示す。そのため、開設時の料金と一部記載内容(金額)に変更があるため、運営規定の改正として別表を提出させていただきます。</p>
21	軽費老人ホーム	ケアハウス和楽園	社会福祉法人 奈良市和楽園	実地監査	<p>ケアハウス和楽園管理規程(職員及び職務)第8条に栄養士及び調理員を追記するとともに、それぞれの職務の内容を具体的に記載すること。 【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第7条】</p>	<p>管理規程内容を追記し、変更いたしました。</p>

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者へ指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
22	軽費老人ホーム	佐保苑	社会福祉法人 佐保会	実地監査	重要事項説明書(生活の手引)に、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)について記載されていなかったため、追加すること。 【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について第4の1(1)】	該当箇所に記載済
23	軽費老人ホーム	八重垣園	社会福祉法人 大倭安宿苑	実地監査	運営規程において、職員の職種、数及び職務の内容を具体的に記載すること。 【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第7条】	監査後に改善しました。
					重要事項説明書において、職員の勤務体制の記載を欠いているため、追加すること。 【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第12条】	監査後に改善しました。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者へ指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。